

第 2 回 基本政策専門調査会・制度改革WG 議事要旨

1. 日 時：平成 18 年 7 月 19 日（水） 9:30～11:14
2. 場 所：中央合同庁舎 4 号館 共用第 2 特別会議室
3. 出席者：（敬称略）

（メンバー）

- 薬師寺泰蔵（座長） 総合科学技術会議議員
青木 初夫 基本政策推進専門調査会専門委員
（アステラス製薬㈱代表取締役会長、日本製薬工業協会会長）
小宮山 宏 基本政策推進専門調査会専門委員
（東京大学総長）
若杉 隆平 基本政策推進専門調査会専門委員
（慶應義塾大学経済学部教授）

（アドバイザー）

- 阿部 博之 総合科学技術会議議員（基本政策推進専門調査会会長）
柘植 綾夫 総合科学技術会議議員
黒田 玲子 総合科学技術会議議員
原山 優子 総合科学技術会議議員
他事務局

4. 議事概要

- （1）科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について（中間報告案）

制度改革検討の進め方について、以下のとおり薬師寺座長より説明

- ・ 7 月 26 日の総合科学技術会議（本会議）において制度改革検討についての中間報告を行った後、中間報告で取り上げた課題以外の残された課題についてもヒアリングを行い、年内目途の最終報告として取りまとめていく。
- ・ 特に研究資金の問題については、「研究資金WG（仮称）」を新たに設置して検討していく考え。

事務局より中間報告書案について説明

- ・ 第 1 回WGからの変更点（第 1 回WG意見の反映、委員からの追加意見の反映、事実関係の確認に基づく字句の修正等）について説明

修正中間報告書案において、各委員了承。7月21日（金）の第2回基本政策推進専門調査会において、制度改革ワーキングのとりまとめ資料として報告、審議を行う予定。

（意見）

青木委員

アメリカでは臨床研究が非常に盛んに行われておりまして、どちらかというところと治験よりもお医者様がクリニカルパスとか、自分の治療方法をきちっとデータベースでつくり上げるための臨床研究というのが、量的には凌駕している。しかも、これはほとんどNIHの資金であるということ。もう一つ、ここには書かなかったんですけども、昨日の井村先生の御講演の中で指摘されておりましたように、アメリカでは臨床研究施設が主なティーチング・ホスピタルの中では80大学にジェネラル・クリニカル・センターというのがございまして、これは資金的にはすべてNIHの資金で、30～40人の人員を抱えたクリニカル・リサーチ・センターというのが病院の中でありまして、これが治験にほぼ特化して仕事しております。このテクニク・リサーチ・センターの長は、いわゆるプリンシパル・インベスティゲーターということになって治験を引き受けて、病院の中のお医者さんをアソシエート・インベスティゲーターとして使って治験するというシステムが、きちんとでき上がっております。

日本では、そういった治験センターというのが、現在のところは東大、京大等、非常に限られた国立大学にあるにすぎませんし、その予算的な措置というのも、各大学で多分苦労してやってらっしゃるんだと思いますけれども、こういったところに科学研究費というものをかなり配分していただけないと、臨床研究というのは病院で治療をやってらっしゃる方のアディショナルなワークということだけでは、もうとてもできないということではないかと思えます。

若杉委員

17ページのところは「講座を増やし」というふうに書いてありますが、そもそも講座制の問題を、本当にここで増やすということでもいいのかどうか、むしろセンターという形での方向があるのであれば、いろんなところの既存のものを集約するという方向性の方が、持っていく政策の中身とうまく合うのではないかとということで修文をさせていただきました。

18ページの下の方は、マイナーな修文ですが、一般的に新技術の普及を図るべきであるとか、そういう形よりも何をすべきなのかということで、やはりその前提で指針がきちっと導入、公表されていることが、制度として必要なものであって、どうすべきであるという行動をそれぞれ言うことよりも、フレームワークをきちんと提供する方がいいのではないかと思えます。

19ページのところも、同じように講座の話「10校にすぎない」という話をして、

これは余り意味のないことで、これを増やせばいいのかという話につながりますので、そういうことで対応するべきではないのではないかと考えております。

21 ページのところは、臨床研究の投薬・注射の費用を保険で支払いを認めるというのは、私も確実に理解しているわけではないのかもしれませんが、最終的にこの研究成果がある意味で承認されて、保険診療の適用になっていくというプロセスが最後にあるとすれば、それをあらかじめ先取りして保険診療を払うということが矛盾しないかどうかということでありまして、むしろ研究費できちんと手当するというのが、本来の趣旨ではないかと私は理解しております。もし間違っていたら、訂正をお願いします。

24 ページのところは、この機構の整備は非常に重要であるということは、もう間違いないことなのですが、独立行政法人の組織定員運営に関する取扱いによる部分を、拡充を含めてやるという、この機構拡充をこういう形がいいのか、それとももう少し違った形を工夫していくことが必要ではないかという気もします。

小宮山委員

トップの霞が関の立場で言うと、繰越明許ができるようになったと。だから、やるべきことは活用促進と周知徹底だというわけです。活用促進が書いてあるのはいいんだけど、周知徹底、周知徹底と言ってもどこまで周知徹底なのか。

例えば、繰越明許になったことを受けて、当時の会計課長の名前で通達が来ているのですが、それを見るとできない。やるなと書いてある。要するに S A R S が中国で起きて、中国のシンポジウムが今年できなかった、来年は必ずやるから繰り越させてくれ、これぐらい明確なものでないといけないというふうになっているんです。そのことを周知徹底と言うんですか。要するに、文科省の周知徹底の仕方が悪かったという論理なんですか。これは追及しているのではないんです。でも、これは今後のために重要だから言っているんですけれども、もしここで言っている、問題は繰越明許になっているんだから周知徹底なんだという霞が関の論理だけでいくなれば、問題は本当に動いたかどうかを総合科学技術会議が調査する手段を持つべきだということです。

私の記憶によれば、ここ3年間の繰越明許の数は平均して20件ぐらいです。科研費というのは数万件でしょう。大体ゼロになる確率はゼロなんだから、足りないか余るかなんです。そうすると、予測値としては数万件は余っているはずなんです。その相当部分はゼロにするという習慣でゼロにしてもいいけれども、少なくとも数千件は繰り越しされているという状況でなければ、周知徹底され、活用されているという状況ではないわけです。

例えば東京大学ですと、これに応じてフォーマットをつくらせたんです。割合研究者が書きやすいフォーマットをつくって、それで運用してみようと思っています。けれども、これは今は文部科学省から財務省まで行くんです。それで財務省が審査する

んです。それを周知徹底すると、やはり返ってこないのではないかと思って動かない可能性も多いわけです。だから、それこそ実態と建前です。霞が関で言う建前と、本当の実態のところをどうしますかという議論をしないといけない。建前は簡単なんです。

阿部会長

繰越明許については財務省はもともと穴を空けたと言っているわけです。だけれども、現場に行けば全然動いていないと、それも事実なわけです。

私が本会議で財務大臣にお願いをしたのは、去年の10月ごろだったと思いますが、そういう趣旨で、とにかく全く動かない。動くようにしてくださいと言ったら、財務大臣はやりますとおっしゃった。そのときに、財務省としては、法的に穴を空けているということを強く主張したいとだんだんこうなってくるんです。

だけれども、私も小宮山先生が言われるように、とにかく事実上最後にどんどん繰り越しができるように、実績が上がるように、そういう結果にならなければ何も意味がないわけです。それで、文科省も非常に努力してくれましたけれども、私は1年間様子を見ますよということを申し上げているのは、今までの努力はそれなりにほめてあげますけれども、本当にうまくいくかどうかはこれからですよということで、そんな感じで受け止めている。しかし何か言った方がいいと思いますから、そこをどう言うかですね。

小宮山委員

そういう意味でフォローをちゃんと総合科学技術会議がするというようなことを明記して、事実それをやって見ていくよりしようがないと思うんです。だから、本当は一層の活用が見込まれることとなったなんて、一層とは何なんだと。今まで数万件で20件しかやられていないものが、活用されていたと言えるのかということを出すと切りがないんだけど、そこはいろいろ書きたい御趣旨があたりなんだろうから、そこはぎりぎり許せる範囲で、今まで科研費が何万件と数字を書けばいいじゃないですか。科研費何万件のうち、ここ3年平均でたしか十数件のあれにとどまっていた。これが実質的に必要に応じて繰り越せるようにするんだということを非常に具体的に書いて、それをフォローする。

確かに我々も制度改革に対して応える必要があるので、各大学がフォーマットをつくってやっていく必要はあるわけだから、そこを見ながら、とにかく最後まで動かすというのをやることは非常に重要だと思います。

若杉委員

不用については、もし使わないということがある程度はっきりすれば、返してしま

えばいいということを制度化すれば、無理に年度末に使っていくということは起きないのではないかと思います。

ただ制度全体としてどう関わってくるのかというかなり大きな関わり方があるので、そこは私も扱いは慎重にしたらいいと思います。これは非常に大きな問題だということは、私も承知しておりますので、取扱いはお任せをいたします。

原山議員

もう一つ考えなければいけない視点というのは、研究者が節約しようというインセンティブを与える制度にしなければいけないということです。この場合、繰越というのが少し突破口なんですけれども、現実では使わなければ損というシステムになっているわけなんです。

例えば物を買うときに、初めに10のコストで予算を取ったんだけど8でやる。それでも同じレベルの研究ができるといった場合には、なかなか繰越できないとか、不用というレッテルを張られてしまいますと、8じゃなくて10でやった方が得という判断なわけですね。

税金を効率的に使うという視点であれば、8でやっていただいた方がいいわけなんです。そのメカニズムをどうやって使うかというのが、繰越の話もそうですし、枠内で考えられることだと思うんですけれども、具体的にどういうインセンティブ・メカニズムを組み込んだらいいのかというのは、今のところ、私もアイデアはないです。

阿部会長

質問なんですけれども、私立大学はどこに入るんですか。企業年金という中に私立大学は入るんですか。私学と国立、公立大学の問題は余りないですか。

和田参事官

民間同士でもポータビリティは完全ではなくて、更に民間から特に共済の方に来られる人は、更に非常にポータビリティが充実していないので、今後、そういうことを考えてというのは、7ページののところに書いてありますけれども、民間部門と公的部門、これは私学共済も含むと思いますけれども、公的部門間の移動における不利益は解消されていないということで、企業間よりも更に民間と公的のところはもっと不利益があるということ、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、書いてあります。

阿部会長

私学共済というのは、公的部門の中に入るんですか。

和田 参事官

公的部門というわけではないですけれども、年金という意味では共済年金。

阿部 会長

この民間という一くくりで、私立大学と国立大学の問題は解決するんですか。何か特別なことがあれば、これは科学技術ですからね。

薬師寺 座長

研究者の移動の際の問題だから、民間の私立大学のことも私学共済の問題として本文に入れておかないといけない。

阿部 会長

私立、国立、公立の問題は大きいと思います。

和田 参事官

ちょっとそこは正確に書き直したいと思います。

薬師寺 座長

国家公務員タイプになっていますから、それは共済なんです。私なんかは国家公務員から私学に行ったときに大変でしたから、一緒にしてもらいたいぐらいに随分損をしている。

若杉 委員

制度を申し上げますと、慶應自身の共済組合がある。そういう意味では、民間部門として扱われているはずですが、したがって、国家公務員共済とは明らかに違う。公的共済ではない。ただ、私学共済でもないというところがある。そこを民間一くくりで、企業年金というイメージで整理をするとちょっと外れるので、そこは少し文章をご検討いただいた方がいいと思います。

薬師寺 座長

8ページはよろしいですか。選択肢です。9ページは退職金手当のことなんですけれども、やや強く書いたんですけれども、ここはどうしたんですか。参事官、9ページの赤いものを消したところですか。

和田 参事官

ここは、文科省から意見があったというのと、庄山議員の方が民間の方についても一方策として検討していくということなんです。

薬師寺座長

「検討すべきである」と書いてあるから、いろいろなオプションを取るのが重要だという感じですね。

小宮山委員

この年俸制というのは、必ずしも優秀な人材というだけではないですね。流動性のために、若い人には退職金の前払いみたいなものだから、前のと重なっている面もあるんですね。

薬師寺座長

ただ、理化学研究所のヒアリングのときに、若い人がインセンティブを上げるときに、なるべくそのテニユアをもらうように競争させる。それがインセンティブになる。だから、本当はやや矛盾しているところがあって、理化学研究所全体としては年俸制にしてやっていこうと思うんだけど、上の方はみんな年俸制で、給料が高いと年俸制は結構だということです。

小宮山委員

この前、若杉さんが言われたんですけどか、退職金の税が優遇されているからと、あれはわかるんだけど、要するに年俸制のときに15%ぐらい税金を増やしておけばいいんだね。だからその先のことを言っているんです。要するに増やした分ぐらいに関しては、国は税制優遇しろとかというような制度をという意味なんですか。

若杉委員

そうじゃなくて、税金を払う部分を補填しなければいけないわけですね。

小宮山委員

そうです。わかっているんです。だから高くしておけばいいじゃない。どれぐらい高くしたらいいかというと、確かに15%ぐらい高くしておけばいい。

若杉委員

そうなんです、高くするということは、結局払う方はどうなのかということなんです。だから東京大学がどんどんそれをやると税金ばかり払わなければいけなくなってしまふ。

小宮山委員

わかっています。だから、その部分を税優遇策を図れというような制度提案をしようという意味なんですか。

若杉委員

そういう意味です。

小宮山委員

それなら意味としてはわかる。

薬師寺座長

その部分は書きますか。

若杉委員

それがないと、イコールフットィングといっても、なかなか難しいと思うんです。同じお金を払うためにですね。

薬師寺座長

その辺の税の話はどうか。いわゆる退職金です。

和田参事官

括弧書きにさせていただいたのは、非常に税の話でもあり難しい問題で、今すぐ結論が出せないで、今回の中間からは外させていただいて、今後検討していきたいということです。

今すぐこれをどういうふうにするということまで結論が出ないので、今後検討して、最終報告までに何らかの形にはしたいと思います。

若杉委員

諸外国の例を一度調べていただいて、それである程度サポーティングの材料があれば、私は検討するという形で残した方がいいと思うのですが、それもなかなか難しく日本単独という話になったら、かなり難しいということだと思うので、扱いは事務局にお任せして私はいいと思いますが、こういう問題があるという認識を持っていないと、何かやれといったときに、国の制度が全然矛盾しているということであると、恥をかくと思うんです。そう言っているけれども、税制は全然そうならないよと言われると、制度上の問題が出てくる。

退職金の税制の優遇措置は順次廃止すべきであるという方向に行っていることは確かで、したがって、これがそちらの方向にアクセルを踏むことになる可能性は勿論あります。

原山議員

海外の事例と一言入れてしまうと、退職金制度のある国というのはすごく少ないと思うんです。ですので、その辺のところを踏まえないといけないと思います。

薬師寺座長

これはなかなか微妙なところですね。全部切ってしまうというのはいかにもはかないというか、総合科学技術会議の司令塔としての役目が担保できないと思うんです。

9ページはそれでよろしいですか。その問題ですから、これはいいですね。

若杉委員

これは小宮山先生が若干難色を示した部分を私なりに書き直したんです。原案は公的部門内にのみ封じ込まれるのが困るということで、ネガティブでした。

小宮山委員

一層広範囲にと。

若杉委員

それで、全体がそうなるように配慮すべきだということで書き直しをお願いしたつもりなんです。

小宮山委員

それはもうその方がいいんだから、よろしいのではないのでしょうか。

薬師寺座長

そこはそういうことで、10ページはよろしいですね。

13ページは、もうこの治験のところはよろしいですね。

若杉先生、ここの辺はよろしいですね。ちょっとごらんいただいて、13ページ、青木委員、垣添委員です。これも正確な話になっております。

14ページもコーディネーターの話等々です。

小宮山委員

質問なんですが、これは治験を含む臨床研究の総合推進となっていて、治験以外の

ことも大体大事なことは書いていただいたということですか。

青木委員

今は臨床研究にGCPは適用されません。それがGCPが適用されることによって、科学性、倫理性、トラスタビリティというところが向上するという意味では、その方が望ましいんですけども、やはり実施されている先生方は、やはり事務の手續に繁雑だということから抵抗はあらわれるような感じがいたします。

小宮山委員

何が言いたいかという、こう言っでは何ですけども、青木さんも薬ですね。薬だけではないですね。

青木委員

ここには医療機器も入っています。

小宮山委員

医療機器やいろんな新しい治療法とか、例えば日本はもうほとんど血圧計とか、肌に接しないものしか市販されないではないですか。

青木委員

日本製のものは少ないです。例えばステントとかは、ほとんど海外のものです。

小宮山委員

あれも結局いろいろ薬事法とかね。針1本入れると、血を取ると何とかだとかいうことから来ているんじゃないですか。

青木委員

繁雑であることは事実ですけども、私はそれを妨げることが問題ではないか思います。

小宮山委員

今のところは、私は本当にそうなのかなという思いがあるんです。

青木委員

これは医療機器メーカーの方、私は機器の方は余りよく知らないものですから。

小宮山委員

日本の医療機器メーカーはほとんどやめてしまったでしょう。日立だって。大きな問題でしょう。実質的にはほとんどやめてしまった。

青木委員

医薬品の場合には大体わかっているんですけども、医療機器の場合はどこが隘路になっているかわからないんですけども、ただし、患者の方とか、そういったことを考えると、今のGCPというのは決して隘路になるような過大な要求をしているわけではありませんですし、GCPを実施する日本の規則と、ICHというかグローバルのGCPは多少日本の方が繁雑なので、それをもうちょっとハーモナイズしてくださいということは申し上げていますが、これを全部取り払って、簡易にものを開発するというのは非常に危険だと思います。

青木委員

ただ、アメリカのオリジンは、アメリカのメーカーがつくったものにしても、日本で開発して許可を取って販売しているわけですから、日本のメーカーがアメリカのメーカーに比べて、圧倒的に不利な立場にあるということではないはずです。日本のシステムの中でやっているわけですから。ただ、なぜ日本の会社がそういうことをやらないかということについては、私はちょっと計りかねます。

和田参事官

25ページの真ん中よりちょっと上のところで機器の話が書いてありまして、ちょうど真ん中ぐらいに「例えば」とあって、PETが2年10か月かかっているということで、今、審査の迅速化に向けた検討を始めているとか、その審査の方で医薬系の方が多いで、工学系の審査の方が少ないということで、こういうのも増やさなければいけないということで、機器の方も審査のところでは問題があるよということは一応は書いてあります。

小宮山委員

これは工学の人にも既にたくさんいるはずなんです。医工連携は各大学で非常に活発に進めている分野で、いないのではなくて、恐らく審査員の選び方が偏っているんです。工学の人は少ないんでしょう。だから、結局それは厚生労働省が選ぶからでしょう。そういう問題なんです。

若杉委員

でも、これはかなり書き込んであるように思えます。例えば25ページの真ん中の

パラグラフで「工学系の審査員が不足している等、審査体制の脆弱さが指摘されている」。それから、審査基準については改正する必要がある。機構において審査員の充実を図る必要があるということで、ある程度は書き込まれているような気がします。

小宮山委員

だから、フォローアップ委員会のようなものをつくる必要があるのではないのでしょうか。

若杉委員

フォローアップの話は、機器の話は勿論大事だと思います。前文あたりで、こういう形で出てきたものに関してはフォローアップが必要だとした方がいいのかなと思います。

小宮山委員

全体にその方がいい。

青木委員

ここに挙げたことは全部問題なんです。全部フォローアップが必要なんです。

薬師寺座長

それでは、治験のところは途中を飛ばしましたけれども、これでよろしいですね。機器の話に行きましたけれども、大体事実関係で結構きちんと私も拝見しましたけれども、臨床研究やクリニカルリサーチの問題は非常に重要なので、ここで相当書かせていただいております。このところはよろしいですね。

若杉委員

事務局に1つだけ、私が幾つか意見を言っている部分で、健康保険法との接点のところがちょっと微妙なところがあるので、もう一回確認をして、もし私が間違っていたら直しておいてください。

薬師寺座長

わかりました。健康保険の適用の問題ですね。29ページの保険診療の併用ですね。あとは研究費のところは繰越明許のところですね。それから、女性のところはこれでよろしいでしょうか。

黒田議員

36 ページの女性研究者のところの上から 2 行目なんですけれども、子どもをつくるのを犠牲というのは何かネガティブで、この犠牲という言い方は変だと思っんです。ますます子どもはつくらなくなるかもしれません。

むしろ少子高齢化の中で日本の科学技術を発展させていくためには、例えば「女性も男性も過度の負担を強いられることなく」とか、「過度の負担を強いられることなく十分能力を発揮しながら育児もでき」などと変えていただきたいと思っんです。

小宮山委員

確認なんですけれども、この間申し上げたことをどういうふうに対応していただいたかということなんです。寄附のインセンティブとか資金運用の緩和とか、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人間の協力を促進する制度運用。特に寄附のインセンティブの税制とか資金運用の制限緩和。

薬師寺座長

これは次の問題に是非やりたいと思っんですけれども、これはこの研究資金の中で議論する予定です。

小宮山委員

寄附税制は大事なんです。寄附の役割というのは、これから日本はどんどん増やさないといけないですし、個人寄附、さまざまな寄附というものの比率というのは、今、大きくするように一生懸命努力しているわけですよ。

それで事実、元が少ないからなんだけれども、増えていっている比率は非常に高いものがある、日本のお金をだれが持っているかという構造ですね。みんなが少しずつたくさん持っているという構造。新しいお金を持っている方が増えてきているという構造に対応した寄附。死ぬ方がお金を残していくという構造。こういうときにどうするかというのは、日本全体で非常に重要な問題なんです。それが 1 つです。

委託研究等とか競争的資金の使用制限の緩和。こちら辺は競争的資金はやっていただいたんだけど、委託費とかいう辺りは別途ワーキンググループとおっしゃったわけですね。

それから、細かい話なんだけれども、外国人研究者の二重課税の問題とか。

薬師寺座長

それは多分、二重課税の話はヒアリングの中で入れたようだけれども、文章の中からは入ってません。

和田参事官

社会保障協定はまだ4か国で非常に遅れているということなんですけれども、租税協定はもうほとんどの国とはできていまして、今、リニューアルしているところがあるんです。

小宮山委員

五十幾つぐらいできているんですか。

和田参事官

60ぐらい。それをどんどん広げていくというのはまだあるんでしょうけれども。

小宮山委員

広げていく必要はあるんです。まだ終わっていないんです。そういうことです。

優秀な外国人研究者を日本に引き付ける方策の中で、細かい話かもしれないけれども、資格外活動のTAとかRAとかいったような問題。これはドクターを引き付けるためには極めて重要なんですよ。

薬師寺座長

そのところは事務局と話して、確かにそのとおりなんだけれども、そうするとそのRAとかTAで広げると、不法就労みたいな価値のものに必ず法務省は考えてしまうわけです。

そうすると、そのところを大学の中できちんと整理ができるか。法的にそれを広げてしまうとほかの人も入ってくる。それで何をやっているかわからない。同じでしょう。

小宮山委員

それはまさに私が申し上げた話なんだけれども、そっちはそっち、こっちはこっちでしょう。そっちは取り締まればいいので、それはもうそっちが取り締まるので、だからその善良の人たちにも出してはいけないというふうに。

これは要するに一言で言うと、ドクターの問題なんです。どこの一流大学でも、ドクターというのは今、外国人の比率が非常に高いんです。その問題は現場では小さくないですよ。やはりこういうレベルでは大したことないと思うんだろうけれども、現場では小さくないですよ。

和田参事官

今までヒアリングで話を聞いていないので中間報告書には入れていないんですが、今後それについてヒアリングをして、多分、法務省は大反対するとは思いますが、

どういう問題が今あって、こういう基準にしたらいいいみたいなことが出てきたら、それを最終報告の方に入れるように考えたいと思います。

若杉委員

法務省がもし大学がギャランティーしてくれるならいいですよということを言うのではないかと予想するのですが、逆に大学がそれをギャランティーできるかという、ちょっと不安なところもあって、これまでの歴史は、余り大学にチェックしろ、あれしろと言われても、大学はもう無理ですよという話をして、だんだん法務省にというか、入管のところに行き、それで彼らが、自分たちがやるのであれば、ある程度きちんと仕事をやらざるを得ないなという感じで、むしろ大学の負担が少し減る形で対応していたと思うんです。

それは学部学生だったら、多分そうかもしれないですが、小宮山先生がおっしゃったように、院生の場合にそういうことを少し枠外でやろうということになったときには、私は大学が相当程度やりますから認めてくださいという話を法務省との間でやらなければいけないし、その使命を負うということを覚悟しないと行けないと思うんです。そこは体制をちゃんと整えて、私はそれは大賛成なんですけれども、その問題はちょっとあるかもしれません。

薬師寺座長

今のところは学位を取った留学生が就職する場合のいわゆる制度改革を180日を増やせと、こういうふうにはまずそこは穴を開けて、今度はやはり大学院生の問題に、小宮山先生のロジックで言うと、優秀な外国人を引き付けられないわけだから、事実そういう問題はこういうふうにするかというので、書き方の問題ですが、どうしましょうか。

小宮山委員

もう少し申し上げると、セプテンバー・イレブンスの前はアメリカに8万人の中国の留学生がいて、日本に5万人いたんです。その後、向こうがビザを絞ったから逆転して、今は日本に9万人いて、アメリカは5万を割ったんです。

ところが、トップクラスの問題が解決されていないんです。だから、まさにそこはこの間だって我々は負けました。スタンフォードと学生最後の1人を取り合ったって、向こうは授業料をただでもって3万ドルくれるんだから、勝てなかったんです。これはそういう争いをやっているところの問題なんですよ。

和田参事官

いずれにせよ、もうちょっと詰めてヒアリングとかをさせていただいて、大学側の

方でもどういう御対応をいただけるかというのを聞きながら、最終報告に向けて、もうちょっと詰めていかせていただきたいと思います。

黒田議員

「はじめに」のところの一番最後の文章に「本調査会と引き続き新たな課題についても取組を進める」と書いてあるわけで、さっきの寄附金の問題というのは今度は入れないが、今回はとりあえず6つをやったというスタンスを出すんだと思うんです。

今おっしゃったようなことをここに書くのか書かないかは別として、「新たな」ではなくて、実は「残された課題」だと思います。今もあるけれども、とりあえず6つやっていって、残りもまだいっぱいあるんだという意識が私たちはあるので、まだ残された隘路についてやるとした方が良くと思います。新たなというのは、今なくて、新たに出てきたという感じなんだけれども、そうではないんだということ。寄附金とかここに例示を挙げてもいいと思うんです。これこれなどの残された課題についても今後、取組を進める予定であるみたいに、ここにさらっと入れたらどうかということ、さっき手を挙げたときに言いたかったのです。

- 以上 -